

# 株式市場の適正な運営の確保について

15年3月13日  
金融庁

最近の株式市場は、イラク情勢等の国際情勢の緊迫化等を背景に不安定な状況となっている。このような状況の下で金融庁としては、市場の適正な運営確保のため以下の方策を講じる。

## 1. 厳格な市場監視

現下の株式市場の状況にかんがみ、証券取引所等において、風説の流布や相場操縦等について、十分な情報収集、分析を通じた厳格な監視を行うとともに、証券取引等監視委員会においても、証券取引所等と密接に連絡を取りつつ、証券取引法に違反する行為について、厳正に対処する。

## 2. 適正な価格形成の確保

今般、証券取引等監視委員会からいわゆる引値保証取引に関連した作為的相場形成についての勧告があった。引値保証取引については、相場操縦的な行為につながりやすい危険性があることを踏まえ、日本証券業協会、証券取引所等に対し、取引の公正性を確保するためのルールの作成を要請する。

(注) 引値保証取引とは、予め、発注者が証券会社との間で、引値(終値)で売買を行うことを契約し、取引時間終了後に市場外で約定する取引をいう。同取引に伴うヘッジ取引については、例えば、機関投資家から証券会社が引値で株式を買い取る場合には、ヘッジ取引と称して取引終了時に売り崩せば、引値と取引時間中の平均売り付け単価との差額分が証券会社の利益となる。

## 3. 証券会社の自己売買に関するリスク管理の徹底

証券業務の規制緩和が進む中で、自己売買業務のウエイトの高い証券会社も多くなっている。証券会社による自己売買については、株価の急激な変動等によりその財務の健全性に大きな影響を与える恐れがあり、投資家保護等のためリスク管理を徹底する必要がある。このような観点から早急にその実態把握を行うとともに、日中における自己売買のポジション限度枠の設定などの適切なリスク管理ルールの導入を検討する。

#### 4. 自己株取得規制の緩和

自己株式の取得については、相場操縦等を未然に防止する観点から、1日に1社のみの証券会社を通じて買付けを行う。直近の売買価格を上回らない価格において買付けを行う。一日当たりの買付け限度数量は、直前4週間の1日当り平均出来高の25%以内とする、取引終了時刻の直前30分以内の時間には買付けを行わない、という事前規制が設けられている。

この事前規制について、最近における株式市場の状況に鑑み、2001年9月の米国の実施例も踏まえて、市場の不安定な状況が解消されるまでの暫定措置として3か月間、一日あたりの買付け限度数量( )を、直前4週間の1日当り平均出来高の100%以内に緩和するとともに、買付け時間に制限( )を設けない旨の内閣府令の改正を行う。なお、この間においては、相場操縦等の不公正取引が行われないう。上記1に従い、自社株取得に関する市場監視を特に徹底する。

#### 5. 機関投資家等の適切な資金運用(適切な貸株運用)の確保

機関投資家等による貸株運用が増加している。貸株運用については、貸し株料による収入が得られる半面、空売りを通じた株価の低下により保有株式の価格低下につながるリスクや、貸株期間中は議決権の行使ができない制約がある。これらの点を踏まえ、

- (1) 資金運用を受託している金融機関に対して、運用のリスクとリターンについて機関投資家等の委託者に十分説明して同意を得た上で資金運用を行うよう要請する。
- (2) 機関投資家に対して、株式投資に伴う議決権の適切な行使を通じて株式価値の増大を図ることが受託者責任の重要な一環であることに鑑み、適切な議決権行使及びそのための貸株のあり方について自主ルールを策定するよう要請する。年金についても同様の対応を期待する。

#### 6. 株式売却の際の市場の状況への配慮要請

- (1) 銀行等保有株式取得機構については昨年末の法律改正により金融機関の持合い先企業からの株式取得も可能となったところであり、金融機関が株式売却を行うに当たっては、同機構や日銀の株式買取スキームの活用等も含めて、市場への影響に十分配慮して行うよう要請する。
- (2) 厚生年金基金の代行返上が10月から施行されるが、これに伴い株式売却を行う場合には、市場の状況に十分配慮して行うことを期待する。